

東京都航空機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京都内の離島（以下「離島」という。）における住民の福祉の向上並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、離島に係る航空路線に就航する航空機及び衛星航法補強システム受信機（以下「MSAS受信機」という。）を購入するために要する経費で、国土交通大臣が航空機購入費補助金の交付を決定した航空運送事業者に東京都航空機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付できるものとし、この交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第141号）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(対象航空機)

第2条 補助金の交付の対象となる航空機（以下「対象航空機」という。）は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第53条第2項に規定する飛行機でなければならない。

(対象航空路線)

第3条 対象航空機が就航する路線（以下「対象航空路線」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 離島に係る航空路線であること。
- 二 当該航空路線への対象航空機の就航が、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するものであること。
- 三 補助金の交付がなかった場合には、補助対象事業の完了する日の属する事業年度以降の3事業年度のそれぞれの事業年度において経常損失が生じることが見込まれる路線であること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、対象航空路線において航空運送事業を経営する者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、対象航空路線に就航する対象航空機及びその部品並びに「MSAS受信機」及びその部品の購入とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、対象航空路線に就航する対象航空機及びその部品並びに「MSAS受信機」及びその部品の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費から備忘価格として1円を控除した金額の55パーセント以内の金額とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）交付申請書（第1号様式）2通を当該会計年度の知事が指定する日までに、提出しなければならない。

2 前項の申請書には、補助事業計画書（第1号の2様式）及び定款、損益計算書、貸借対照表並びに営業報告書を添えなければならない。

(補助金交付決定通知)

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した者が、前項の規定による通知を受領した場合において、当該申請を取り下げようとするときは、同項の通知を受領した日から20日以内にその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）実績報告書（第3号様式）2通を補助対象事業完了後20日以内の日、又は3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、実績報告書（第3号の2様式）及び補助金の交付に係る対象航空機購入契約書の写し並びに当該対象航空機の航空機登録証明書の写しを添えなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助金の額の確定を行ったときは、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）交付額確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金（機体取得関係）交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金は、補助事業等の遂行上、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付できるものとする。

3 前項の概算払を受けようとする者は、補助金（機体取得関係）概算払申請書（第6号様式）によるものとする。

- 4 補助事業者は、第2項による概算払を受けたときは、補助額確定後に当該概算払の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が、次の各号の一つに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- 四 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 五 法令またはこれに基づく知事の処分に違反したとき。

- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助対象航空機及びその部品並びに「MSAS受信機」及びその部品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 知事の承認を受けて、当該対象航空機又はその部品を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部を都に納付させることがある。この場合において、その額は、知事が定めるところによる。

(経営改善五箇年計画の策定)

第18条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、次の各号の内容の経営改善五箇年計画を策定し、知事に届け出ることとする。

- 一 経営の改善に関する基本方針
- 二 収益の改善を図るために採ろうとする処置

三 経営の合理化に関する処置

四 その他収支改善のために採ろうとする処置

- 2 知事は、経営改善5カ年計画の終了時において、補助事業者が同計画に示した処置を講じていない場合には、必要な処置を講じることを求めることができる。なお、五箇年計画中であっても、随時必要な処置を講じることを求めることができる。

(準用規定)

第19条 第8条から第18条までの規定は、MSAS受信機補助金について準用する。
この場合において、第8条、第9条、第11条から第13条中「(機体取得関係)」とあるのは「(MSAS受信機関係)」と、第8条第2項中「(第1号の2様式)」とあるのは「(第1号の3様式)」と、第11条第2項中「(第3号の2様式)」とあるのは「(第3号の3様式)」と、「対象航空機購入契約書」とあるのは「対象MSAS受信機購入等契約書」と、「当該対象航空機の航空機登録証明書」とあるのはMSAS受信機が装備され所定の検査に合格したことを確認できる航空日誌の記録」と、読み替えるものとする。

付 則

この交付要綱は、平成11年度航空機購入費補助金から適用する。

付 則 (平成20年3月26日付19港島管第1229号)

この交付要綱は、平成19年度航空機購入費補助金から適用する。

付 則 (平成21年6月30日付21港島管第 373号)

この交付要綱は、平成21年度航空機購入費補助金から適用する。

第1号様式（第8条関係）

番
平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

名称及び代表者の氏名

平成 年度東京都航空機購入費補助金（〇〇関係）交付申請書

平成 年度において航空機購入事業を実施したいので、下記のとおり補助金の交付を受けたく東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則141号）第5条及び東京都航空機購入費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 定款
- (3) 損益計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 営業報告書

第1号の2様式（第8条関係）

平成 年度東京都航空機購入費補助金補助事業計画書

1 補助対象経費 千円

2 補助を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 交付を受けようとする補助金の額 千円

(2) 算出の基礎

	単 価	数 量	価 格
本体購入費用			
部品購入費用			
総 価 格			

(備忘価格)

交付を受けようとする補助金の額＝（総価格 － 1 ）×0.55以内（補助率）

3 補助金の交付を受けようとする理由

4 対象となる航空機の購入資金の調達計画

負 担 区 分	額（千円）	割合（％）	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

5 対象航空機の購入・就航予定期日

対象航空機の型式	対象航空機	購入予定期日	就航予定期日	対象航空機の 就航する区間

6 対象航空路線の事業計画

区間	区間距離	片道所要時間	週間運航回数	現に使用している 対象航空機の数	補助金の交付に係る 対象航空機の数

7 対象航空路線における旅客、貨物及び郵便物の取扱数量並びに算出の基礎

(1) 取扱数量

旅 客

区間	年度	年度	年度	年度	年度

貨 物

区間	年度	年度	年度	年度	年度

郵便物

区間	年度	年度	年度	年度	年度

(2) 算出の基礎

区間	年度	年度	年度	年度	年度

8 対象路線事業の事業収支見積

収 入

区間	年度	年度	年度	年度	年度

費 用

区間	年度	年度	年度	年度	年度

第1号の3様式（第8条関係）

平成 年度東京都航空機購入費補助金補助事業計画書

1 補助対象経費 千円

2 補助を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 交付を受けようとする補助金の額 千円

(2) 算出の基礎

	単 価	数 量	価 格	受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)
本体購入費用					
部品購入費用					
総 価 格					

(備忘価格)

交付を受けようとする補助金の額＝（総価格 － 1 ）×0.55以内（補助率）

3 補助金の交付を受けようとする理由

4 対象となるMSAS受信機の購入資金の調達計画

負 担 区 分	額（千円）	割合（％）	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

5 MSAS受信機の購入・設置予定期日

受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)	購入予定期日	設置完了期日	対象航空機の 就航する区間

番 号
平成 年 月 日

名称及び代表者の氏名

東 京 都 知 事

平成 年度 東京都航空機購入費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度東京都航空機補助金については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、東京都航空機購入費補助金等交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付 第 号で申請のあった機体補助対象航空機の購入とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費の額	金	千円
補助金の額	金	千円
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合においては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則及び東京都航空機購入費補助金交付要綱に従うこと。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに知事に報告してその指示に従うこと。
 - (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合（航空機の形式、予備エンジン及び予備プロペラ基数等を変更しようとする場合）は、あらかじめ知事の承認を得ること。
 - (4) 補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運営を図ること。
 - (5) 補助事業により取得した航空機及びその部品は、知事の承認を受けないで当該財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないこと。
 - (6) 知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部（その額は、知事が定める。）を都に納付させることがあること。
 - (7) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業完了後5年間保存すること。
 - (8) 補助事業者は、東京都航空機購入費補助金交付要綱第18条に規定する経営改善五箇年計画の実施に当たって、同計画に示した措置を適切に講じることのほか、補助対象航空路線の適正な運賃の維持を図ることにより、経営改善に努めること。

第3号様式（第11条関係）

番 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

平成 年度東京都航空機購入費補助金実績報告書

平成 年 月 日付 第 号の交付決定通知に基づき、航空機購入事業を実施したので、東京都補助金等交付規則第15条及び東京都航空機購入費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 契約書（写）
- 3 対象航空機登録証明書（写）
又は検査に合格したことを確認できる航空日誌の記録（写）
- 4 その他必要と認められる書類

第3号の2様式（第11条関係）

平成 年度東京都航空機購入費補助金実績報告書

1 購入した対象航空機

対象航空機	型式	製造者	製造番号	購入日	登録番号	登録日	就航区間

2 対象航空機購入価格及び支払い方法

(1) 対象航空機購入価額

項 目	単 価	数 量	価 額
本体購入費用			
部品購入費用			
総 価 格			

(2) 支払方法

支 払 回 数	支 払 額	購入価額に占める割合	支 払 日
第 回			
第 回			

3 対象航空機購入資金の調達

負 担 区 分	額 (円)	割合 (%)	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

第3号の3様式（第11条関係）

平成 2 年度東京都航空機購入費補助金実績報告書

1 購入・設置したMSAS受信機及び部品

受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)	設置完了期日	対象航空機の 就航する区間

（設置完了日の欄には、MSAS受信機が装備され検査に合格した日を記入すること。）

2 対象MSAS受信機及び部品の購入費用及びその支払い方法

(1) 対象MSAS受信機及び部品の購入価額

項 目	単 価	数 量	価 額	受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)
本体購入費用					
部品購入費用					
総 価 格					

(2) 支払方法

支 払 回 数	支 払 額	購入価額に占める割合	支 払 日
第 1 回			
第 2 回			

3 対象MSAS受信機及び部品の購入資金の調達

負 担 区 分	額（千円）	割合（％）	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

第4号様式（第12条関係）

番 号
平成 年 月 日

名称及び代表者の氏名

東 京 都 知 事

平成 年度東京都航空機購入費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で実績報告のあった平成 年度東京都航空機購入費補助金については、東京都補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりです

補助金の額 金

第5号様式（第13条関係）

番 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

平成 年度東京都航空機購入費補助金交付請求書

平成 年 月 日付 第 号の交付決定（確定）に基づく平成 年度東京都航空機購入費補助金を交付されるよう、東京都航空機補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

総額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

第6号様式（第13条関係）

番 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

平成 年度東京都航空機購入費補助金概算払申請書

平成 年 月 日付 文書番号 で補助金交付決定のあった平成 年度東京都航空機購入費補助金を、東京都航空機補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり概算払いを申請します。

記

1 請求額 金 円

事業費	概算払受領額	今回申請額	残額
千円	千円	千円	千円

2 概算払を必要とする理由

第 1 号様式（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

名称及び代表者の氏名

年度東京都航空機購入費補助金（〇〇関係）交付申請書

年度において航空機購入事業を実施したいので、下記のとおり補助金の交付を受けたく東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則 1 4 1 号）第 5 条及び東京都航空機購入費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 定款
- (3) 損益計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 営業報告書

第1号の2様式（第8条関係）

年度東京都航空機購入費補助金補助事業計画書

1 補助対象経費 千円

2 補助を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 交付を受けようとする補助金の額 千円

(2) 算出の基礎

	単 価	数 量	価 格
本体購入費用			
部品購入費用			
総 価 格			

(備忘価格)

交付を受けようとする補助金の額＝（総価格 － 1 ）×0.55以内（補助率）

3 補助金の交付を受けようとする理由

4 対象となる航空機の購入資金の調達計画

負 担 区 分	額（千円）	割合（％）	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

5 対象航空機の購入・就航予定期日

対象航空機の型式	対象航空機	購入予定期日	就航予定期日	対象航空機の 就航する区間

6 対象航空路線の事業計画

区間	区間距離	片道所要時間	週間運航回数	現に使用している 対象航空機の数	補助金の交付に係る 対象航空機の数

7 対象航空路線における旅客、貨物及び郵便物の取扱数量並びに算出の基礎

(1) 取扱数量

旅 客

区間	年度	年度	年度	年度	年度

貨 物

区間	年度	年度	年度	年度	年度

郵便物

区間	年度	年度	年度	年度	年度

(2) 算出の基礎

区間	年度	年度	年度	年度	年度

8 対象路線事業の事業収支見積

収 入

区間	年度	年度	年度	年度	年度

費 用

区間	年度	年度	年度	年度	年度

第1号の3様式（第8条関係）

年度東京都航空機購入費補助金補助事業計画書

1 補助対象経費 千円

2 補助を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 交付を受けようとする補助金の額 千円

(2) 算出の基礎

	単 価	数 量	価 格	受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)
本体購入費用					
部品購入費用					
総 価 格					

(備忘価格)

交付を受けようとする補助金の額＝（総価格 － 1 ）×0.55以内（補助率）

3 補助金の交付を受けようとする理由

4 対象となるMSAS受信機の購入資金の調達計画

負 担 区 分	額（千円）	割合（％）	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

5 MSAS受信機の購入・設置予定期日

受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)	購入予定期日	設置完了期日	対象航空機の 就航する区間

番 号
年 月 日

名称及び代表者の氏名

東 京 都 知 事

年度 東京都航空機購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度東京都航空機補助金については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、東京都航空機購入費補助金等交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付 第 号で申請のあった機体補助対象航空機の購入とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費の額	金	千円
補助金の額	金	千円
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合においては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則及び東京都航空機購入費補助金交付要綱に従うこと。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに知事に報告してその指示に従うこと。
 - (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合（航空機の形式、予備エンジン及び予備プロペラ基数等を変更しようとする場合）は、あらかじめ知事の承認を得ること。
 - (4) 補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運営を図ること。
 - (5) 補助事業により取得した航空機及びその部品は、知事の承認を受けないで当該財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないこと。
 - (6) 知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部（その額は、知事が定める。）を都に納付させることがあること。
 - (7) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業完了後5年間保存すること。
 - (8) 補助事業者は、東京都航空機購入費補助金交付要綱第18条に規定する経営改善五箇年計画の実施に当たって、同計画に示した措置を適切に講じることのほか、補助対象航空路線の適正な運賃の維持を図ることにより、経営改善に努めること。

第3号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

年度東京都航空機購入費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に基づき、航空機購入事業を実施したので、東京都補助金等交付規則第15条及び東京都航空機購入費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 契約書（写）
- 3 対象航空機登録証明書（写）
又は検査に合格したことを確認できる航空日誌の記録（写）
- 4 その他必要と認められる書類

第3号の2様式（第11条関係）

年度東京都航空機購入費補助金実績報告書

1 購入した対象航空機

対象航空機	型式	製造者	製造番号	購入日	登録番号	登録日	就航区間

2 対象航空機購入価格及び支払い方法

(1) 対象航空機購入価額

項 目	単 価	数 量	価 額
本体購入費用			
部品購入費用			
総 価 格			

(2) 支払方法

支 払 回 数	支 払 額	購入価額に占める割合	支 払 日
第 回			
第 回			

3 対象航空機購入資金の調達

負 担 区 分	額 (円)	割合 (%)	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

第3号の3様式（第11条関係）

年度東京都航空機購入費補助金実績報告書

1 購入・設置したMSAS受信機及び部品

受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)	設置完了期日	対象航空機の 就航する区間

（設置完了日の欄には、MSAS受信機が装備され検査に合格した日を記入すること。）

2 対象MSAS受信機及び部品の購入費用及びその支払い方法

(1) 対象MSAS受信機及び部品の購入価額

項 目	単 価	数 量	価 額	受信機の型式	搭載航空機 (型式・登録記号)
本体購入費用					
部品購入費用					
総 価 格					

(2) 支払方法

支 払 回 数	支 払 額	購入価額に占める割合	支 払 日
第 1 回			
第 2 回			

3 対象MSAS受信機及び部品の購入資金の調達

負 担 区 分	額（千円）	割合（％）	備考
総 価 格			
補 助 金			
国			
都			
自己資金その他			

第 4 号様式（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

名称及び代表者の氏名

東 京 都 知 事

年度東京都航空機購入費補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のあった 年度東京都航空機購入費補助金については、東京都補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりです

補助金の額 金

第 5 号様式（第 1 3 条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

年度東京都航空機購入費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号の交付決定（確定）に基づく 年度東京都航空機購入費補助金を交付されるよう、東京都航空機補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

総額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

名称及び代表者の氏名

年度東京都航空機購入費補助金概算払申請書

年 月 日付 文書番号 で補助金交付決定のあった 年度東京都航空機購入費補助金を、東京都航空機補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり概算払いを申請します。

記

1 請求額 金 円

事業費	概算払受領額	今回申請額	残額
千円	千円	千円	千円

2 概算払を必要とする理由